

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	新MICE施設における経済波及効果算定業務
発 注 課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選 定 事 業 者	株式会社日本総合研究所 取締役社長 谷崎 勝教
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 「新MICE施設における経済波及効果算定業務」（以下、「本件業務」という。）は、株式会社日本総合研究所に発注している「新MICE施設整備基本計画策定支援業務」（以下、「支援業務」という。）の業務を補完する業務である。 具体的に述べると、支援業務では、アンケートやヒアリングの結果等を踏まえ最適と思われる施設規模を選定し、その施設規模に基づく経済波及効果を算定する仕様としている。 建設費等が高騰している現状を踏まえ、複数の施設規模について比較・検証することを目的として経済波及効果の算定を可及的速やかに行う必要が生じたため、本件業務が必要となった。 経済波及効果の算定にあたっては、支援業務の各種調査で得られた情報を基にインプットデータを用意する必要があるが、その情報は当該支援業務の中で整理されているため、支援業務を受注している株式会社日本総合研究所に委託しなければ早期の成果品の提出は困難である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社日本総合研究所を契約の相手方とする特定随意契約とするもの。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）
出 席 委 員	観光・MICE推進部長 北川 雄次郎 観光・MICE推進課長 西田 隆光 推進係長 瀬戸川 貴嗣

決定確認欄	令和6年10月22日	
委 員 長	書 記	
観光・MICE推進部長 北川 雄次郎	一般事務職員 金子 晃久	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。